

## 2\_建物の復原と荻外莊

2-1\_復原に関する語句の整理：「復原/復元」・「保存」・「修理」

2-2\_建物を保存するための制度の歴史と復原

2-3\_文化財建造物の復原を伴う修理工事事例

2-4\_復原の社会的意義

# 荻外荘の変遷と復原する年代

| 居住者  | 期間  | 和暦        | 西暦      | 建物の履歴                                   |
|------|-----|-----------|---------|---|
| 入澤家  | 第Ⅰ期 | 昭和2年～5年   | 1927～30 | 創建。建物は昭和2年に上棟、竣工。                       |
|      | 第Ⅱ期 | 昭和5年～12年  | 1930～37 | 北側附属屋を改変。台所を増築。昭和12年近衛家に譲渡。             |
| 近衛文麿 | 第Ⅲ期 | 昭和12年～16年 | 1937～41 | 西側別棟と蔵、次の間を増築。（「荻外荘」と命名。）               |
|      | 第Ⅳ期 | 昭和16年～20年 | 1941～45 | 正門を西側に移築。<br>昭和18年頃に書斎・寝室・玄関等の改修。       |
| 近衛家  | 第Ⅳ期 | 昭和20年～35年 | 1945～60 |   |
|      | 第Ⅴ期 | 昭和35年～45年 | 1960～70 | 玄関・客間棟を豊島区に移築。北側に玄関を増築。<br>西側別棟にも玄関を増築。 |
|      | 第Ⅵ期 | 昭和45年～    | 1970～   | 近衛家による荻外荘の改修                            |

荻外荘保存活用計画に基づき、  
この年代の状態に復原予定



## 2\_建物の復原と荻外莊

2-1\_復原に関する語句の整理：「復原/復元」・「保存」・「修理」

2-2\_建物を保存するための制度の歴史と復原

2-3\_文化財建造物の復原を伴う修理工事事例

2-4\_復原の社会的意義

## 2-I\_復原に関する語句の整理：「復原/復元」・「保存」・「修理」

① 復原・復元

② 保存・保護

③ 修復・修理・修繕

## 2-I\_復原に関する語句の整理：「復原/復元」・「保存」・「修理」

- ・「復原/復元」とは何か？

一般的に差異はない

もとにつなぎ戻すこと。

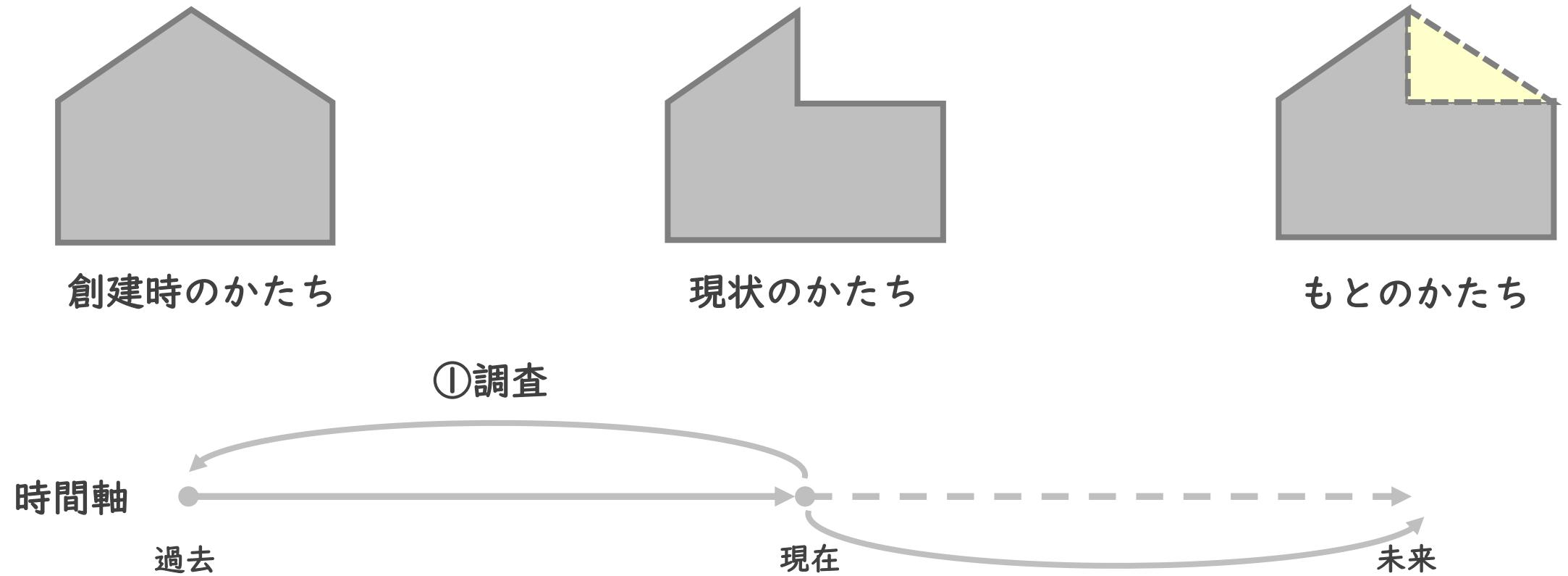
また、もとの位置や状態にもどすこと。

『日本国語大辞典』

# 「復原/復元」とは何か？

- 考え方Ⅰ) 現在ある建物を復する場合を「復原」と考える

文化財関係では区別される場合がある



※戻るべき過去は当初だけではないことに注意



東京駅丸の内駅舎（東京都）



東京駅丸の内駅舎保存・復原工事前

『重要文化財 東京駅丸の内駅舎保存・復原工事報告書』2013



創建時の東京駅丸の内駅舎

『重要文化財 東京駅丸の内駅舎保存・復原工事報告書』2013



## 修理の方法

- ・解体修理 : 全部の材料を取り外して行うもの
- ・半解体修理 : 軸部や軒廻りの破損が少ない場合、破損している部分のみを一旦解体して修理や補強などを行うもの
- ・屋根葺替修理 : 建物の健全性を保つために取り換えるもの
- ・塗装修理 : 経年により剥落、退色、劣化したものを塗り替え、補修、剥落止めを行うもの

## 修理の方法

- ・解体修理 : 全部の材料を取り外して行うもの
  - ・半解体修理 : 軸部や軒廻りの破損が少ない場合、破損している部分のみを一旦解体して修理や補強などを行うもの
  - ・屋根葺替修理 : 建物の健全性を保つために取り換えるもの
  - ・塗装修理 : 経年により剥落、退色、劣化したものを塗り替え、補修、剥落止めを行うもの
- 痕跡調査により、部材の履歴を追うことができる

荻外莊の解体工事中の内観



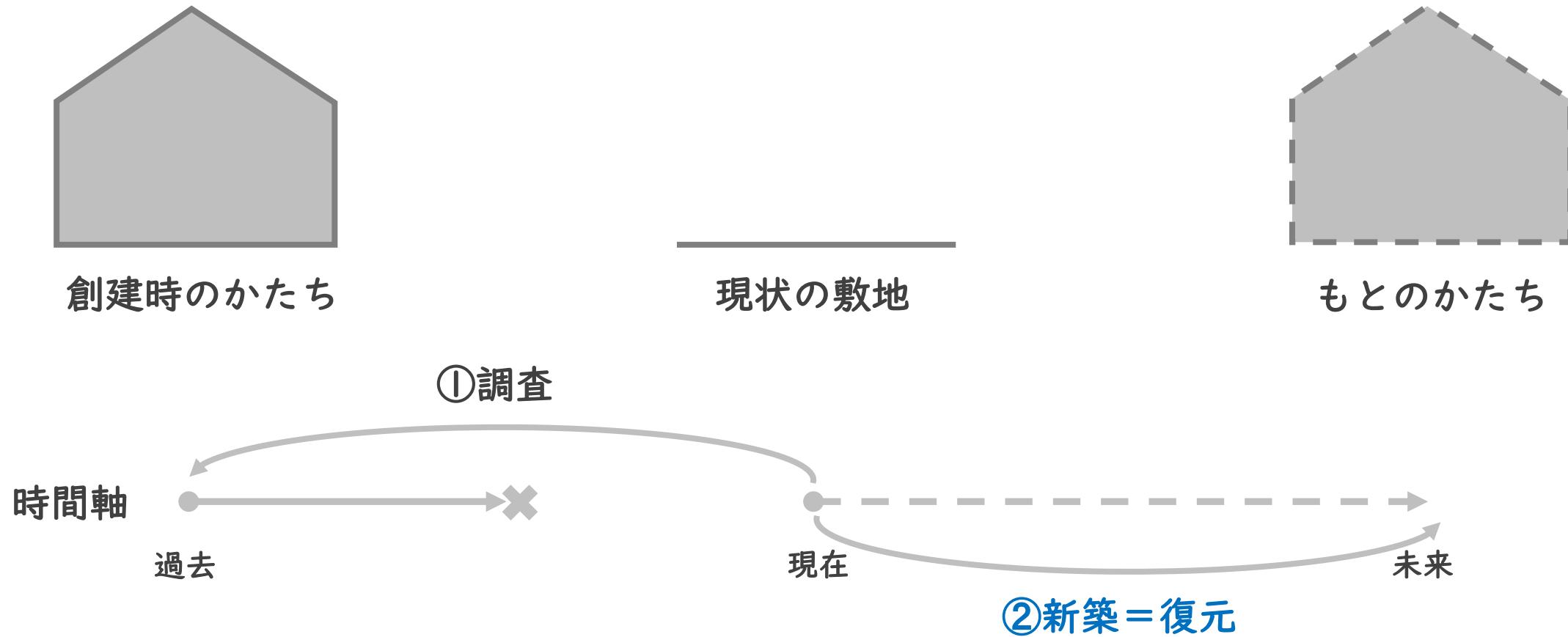
土台に設置された火打ち



# 「復原/復元」とは何か？

- 考え方2) 失われて存在しない建物を復する場合を「復元」と考える

文化財関係では区別される場合がある





京都の岡崎にある平安神宮。平安遷都1100年を記念して、平安京の大内裏にある朝堂院を5/8に縮小し、明治28年に復元されたもの。当時の言葉でいうと、「模造大極殿」。伊東忠太が28歳の時に、設計を手掛け、現場指揮をとった学術的考証に基づいて再現された「復元」建築の嚆矢。

平安神宮（京都府）



1929年にバルセロナ万博博覧会のドイツ館として建てられた建築。設計者はミース・ファン・デル・ローエ。1930年に万博が閉幕し、当建築は早々に解体された。しかし、1959年に再建への道が模索され始め、ミース本人に確認の上、元の敷地で1986年に復元された。

バルセロナ・パビリオン（スペイン）



## 「復原/復元」とは何か？

- ・考え方3) 近年、より広い語義である「復元」に狭義な「復原」を包含しようとする考え方もある。

※建築史、考古学、庭園史、美術史など複数の学問領域をつなごうとする「復元学」における定義

## 「歴史的建造物の復元」について

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡に基づき、当時の規模・構造・形式等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為（令和2年）

## 2-I\_復原に関する語句の整理： 「復原/復元」・「保存」・「修理」

- ・「保存」と「保護」について

保存： そのままの状態でたもっておくこと。  
現状のままに維持すること。

保護： 危険などから、弱いものをたすけまもること。  
かばうこと。 ほうご。 庇護。

『日本国語大辞典』

# 「保存」と「保護」の区別



- 1897 古社寺保存法
- 1929 国宝保存法
- 1950 文化財保護法

## 第一条

古社寺ニシテ其ノ建造物及  
寶物類ヲ維持修理スルコト能  
ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ  
内務大臣ニ出願スルコトヲ得

## 第一条

建造物、寶物其ノ他ノ物件  
ニシテ歴史ノ證徴又ハ美術  
ノ模範ト為ルベキモノハ  
主務大臣國寶保存會ニ諮詢  
シ之ヲ國寶トシテ指定スル  
コトヲ得

## 第一条

この法律は、文化財を保存し、  
且つ、その活用を図り、もつて  
国民の文化的向上に資するとと  
もに、世界文化の進歩に貢献す  
ることを目的とする。

文化財関係では1950年に「保存」から「保護」に名称が変更される

## 2-I\_復原に関する語句の整理：「復原/復元」・「保存」・「修理」

- ・「修復・修理・修繕」とは何か？

修復： つくろい直すこと。

修理して元の形にもどすこと。しゅふく。

修理： こわれた所や悪いところをつくろい直すこと。

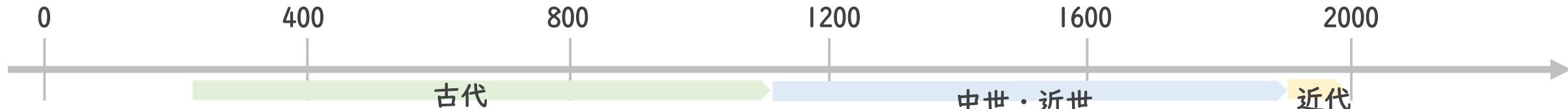
修繕。修復。

修繕： 損じたり悪くなったりしたところをつくろいなおすこと。

修理。修復。しゅぜん。

『日本国語大辞典』

## 「修復」・「修理」・「修繕」という語句が用いられる大まかな年代



修復： —————→————→————→

修理： —————→————→————→————→

修繕： —————→

1897年の古社寺保存法に「修理」という用語が採用されてから、  
文化財関係では「修理」が主に用いられている

※「修繕」という語句が古代や中世・近世にて使われていなかったかどうかは、確証がありませんのでご留意ください

## 2\_建物の復原と荻外莊

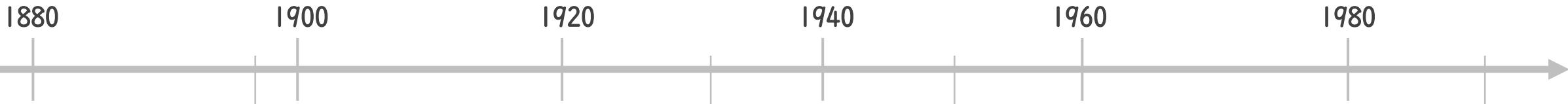
2-1\_復原に関する語句の整理：「復原/復元」・「保存」・「修理」

2-2\_建物を保存するための制度の歴史と復原

2-3\_文化財建造物の復原を伴う修理工事事例

2-4\_復原の社会的意義

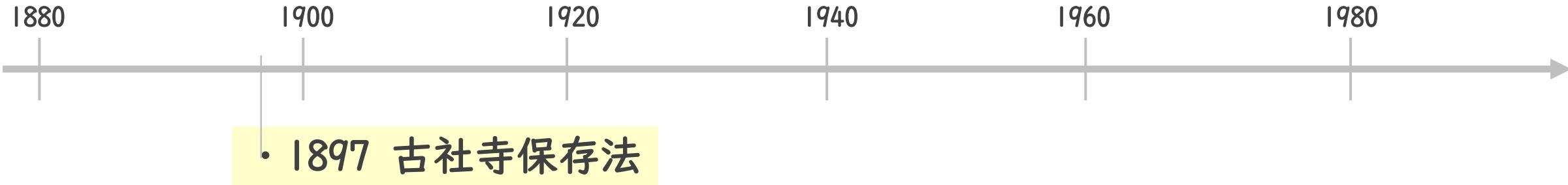
## 2-2\_建物を保存するための制度の歴史と復原



- 1868 太政官布告「神仏ノ分離ニ関スル件」→ 廃仏毀釈
- 1871 古器旧物保存方 → 文化財保護のさきがけ。主な目的は、資料の把握と目録作成。
- 1871 古社寺保存内規 → 古社寺への保存金交付（1880～1894）
- 1882 臨時全国宝物取調局：九鬼隆一や岡倉天心らによる調査（～1886）
- 1892 伊東忠太による法隆寺の実測調査
- 1895 「国家は古建築物を保存すべし」『建築雑誌』
- 1897 古社寺保存法
- 1929 国宝保存法
- 1950 文化財保護法
- 1976 文化財保護法改正
- 1992 日本の世界遺産条約締結
- 1994 奈良ドキュメント・

■ 色にて着色している法規を起点とした  
3期における修理の特徴を以下説明

## 2-2\_建物を保存するための制度の歴史と復原



- 建築家たちが監督技師として、古建築の評価に対する、歴史的価値と芸術的価値を導入し、当初復原という修理の考え方を設定

### 事例) 関野貞による新薬師寺の復原修理

保存修理工事に歴史主義の建築觀を学んだ建築家たちが、古建築の評価に歴史的価値と芸術的価値を導入し、さらに当初復原という考え方を設定

# 新薬師寺本堂（奈良県）





鎌倉時代に天井が新設され、延慶2年（1210）にこの写真のように正面に礼堂が付加されていたが、明治30年の解体修理工事にて天井や礼堂は共に撤去され、鎌倉時代の姿に復原された。

奈良県教育委員会『国宝新薬師寺本堂重要文化財地蔵堂・重要文化財南門・重要文化財鐘楼修理工事報告書』1996年



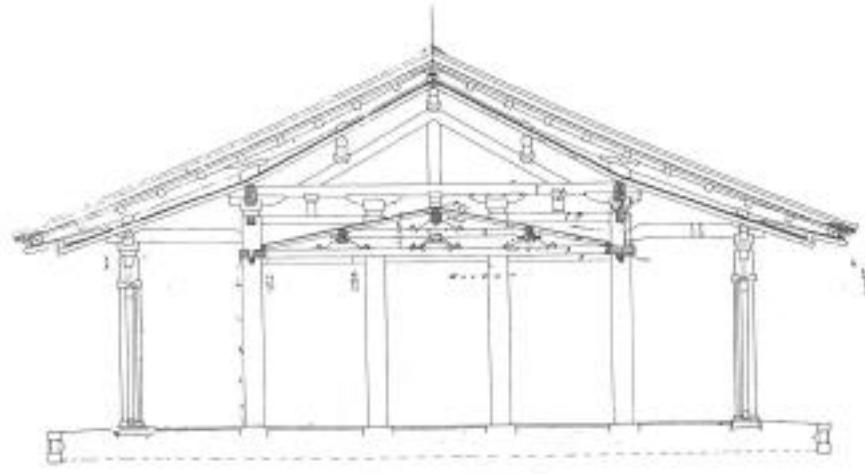
鎌倉時代に新設されていた天井の写真

奈良県教育委員会『国宝新薬師寺本堂重要文化財地蔵堂・重要文化財南門・重要文化財鐘楼修理工事報告書』1996年

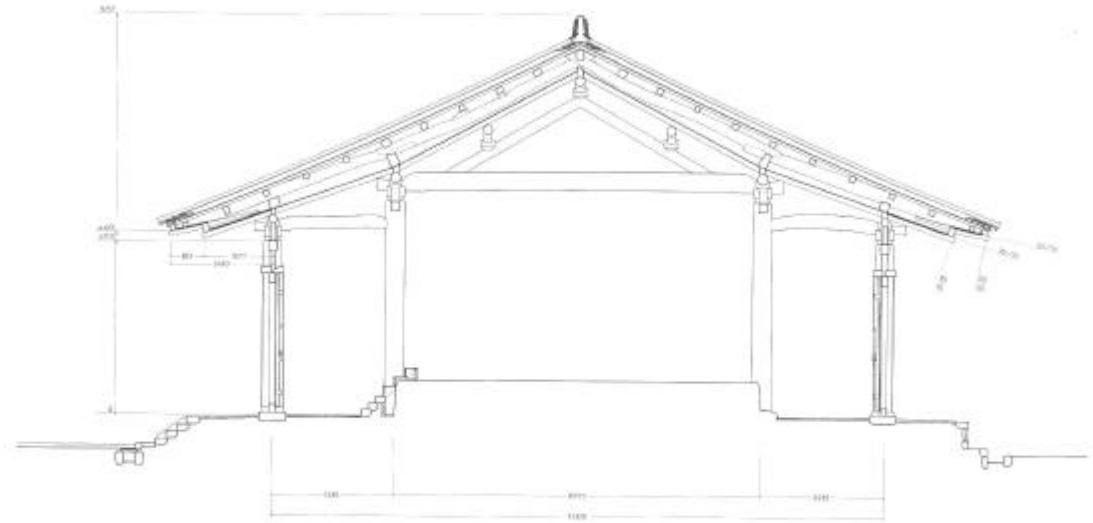


現在では、天井が取り払われ、化粧屋根裏に復原されており、この写真のように大虹梁上に立つ択首が見えるようになっている。択首の中間には斗と肘木が入り母屋桁を受けている。

※特別に許可を得て撮影をさせて頂いております



断面図【明治修理工事前】



断面図【明治修理工事後】

明治時代の修理の担当者は伊東忠太と共に文化財行政の礎を築いた関野貞。関野は日本の文化財修理の手法を用いて韓国の文化財保存にも尽力したことで知られている。

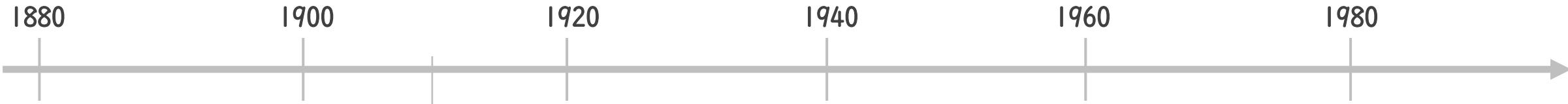


外観写真【明治修理工事前】



外観写真【現在】

## 2-2\_建物を保存するための制度の歴史と復原



・1910 「我国将来の建築様式を如何にすべき哉」

- ・小屋内部構造の価値評価と構造補強

事例) 平等院鳳凰堂における軒の構造補強  
東大寺大仏殿の修理

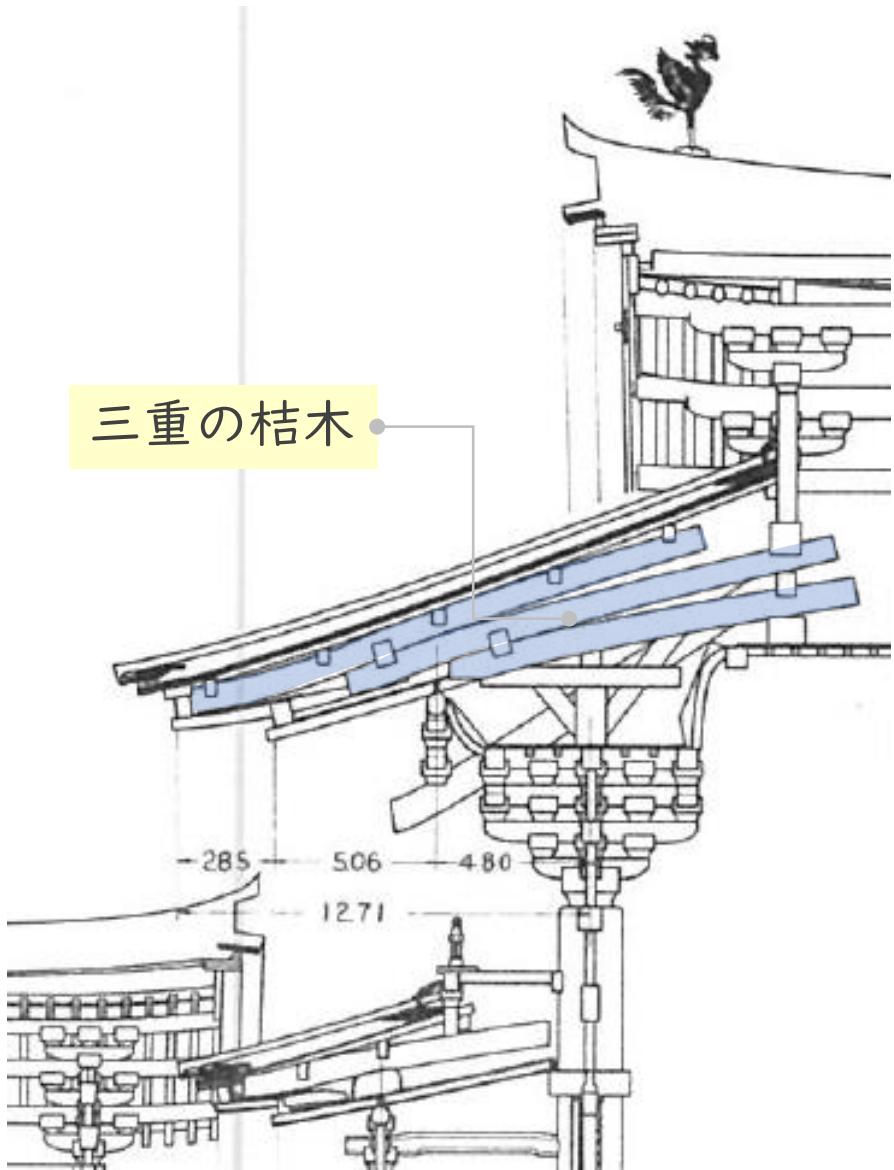
明治末から大正期にかけて、外観には表れない、小屋の内部構造に価値が見出され、目に見えない部分を復原することに重きが置かれるようになる。  
構造補強をどのように実施するのかが課題。

平等院鳳凰堂（京都府）



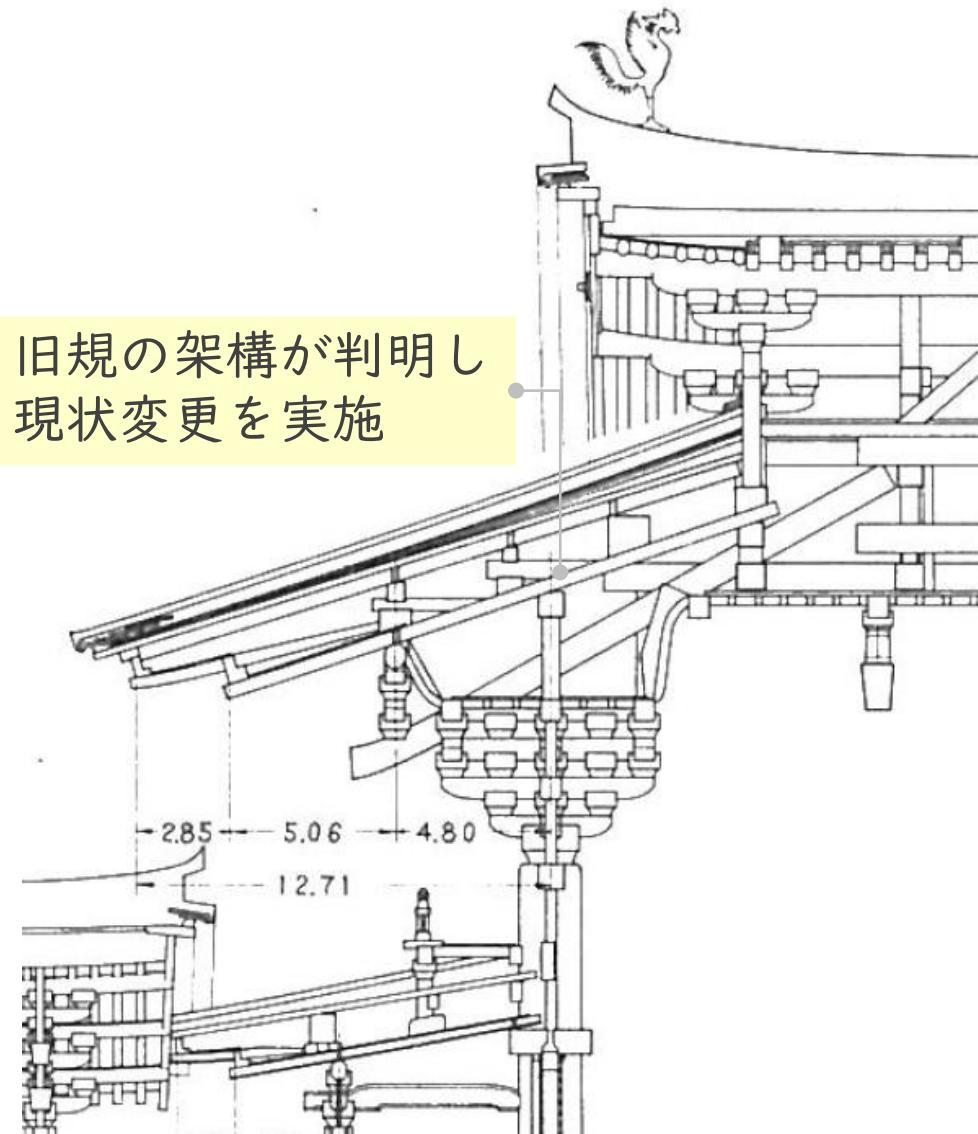






断面図【明治修理工事前】

参考：『国宝平等院鳳凰堂修理工事報告書』1957



断面図【明治修理工事後】